

学校問題解決推進チーム設置要綱

(設置及び目的)

第1条 学校だけでは解決困難な、いじめ問題等生徒指導上の緊急性を要する重大な事案（以下「解決困難事案」という。）に対し、外部専門家を活用して学校、保護者及び児童生徒への助言及び支援を行うことにより、解決困難事案の未然防止及び早期解決を図ることを目的として、学校問題解決推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 推進チームの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 解決困難事案の未然防止に関する助言及び支援
- (2) 解決困難事案に係る事実関係の把握及び専門的な見識を活用した対応策の検討
- (3) 解決困難事案の解決のための具体的な助言及び支援
- (4) 解決困難事案の解決に向けた関係機関との連携並びに支援及び協力の要請
- (5) その他解決困難事案の解決のために必要な活動

(組織)

第3条 推進チームは、学校問題解決推進員（以下「推進員」という。）及び学校教育一部長が教育委員会事務局の常勤職員のうちから指名する常任委員それぞれ10人以内をもって組織する。

- 2 推進員は、弁護士、医師、臨床心理士、元警察官等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 推進員及び常任委員は、前条各号の活動について、事案に応じ、1人又は数人で活動することができる。

(任期)

第4条 推進員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。

- 2 推進員の再任は、妨げない。
- 3 教育委員会は、特別な理由があると認めるときは、推進員の任期期間中においても、これを解嘱することができる。

(報酬)

第5条 推進員の報酬は、別にこれを定める。

(守秘義務)

第6条 推進員及び常任委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(統括)

第7条 推進チームに統括を置く。

- 2 統括には、学校教育一部長が常任委員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 統括は、推進チームの会議を招集し、会務を総理する。

(関係者への説明聴取)

第8条 推進チームは、必要があると認める時は、関係者から説明等を徴することができる。

(庶務)

第9条 推進チームの庶務は、教育支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進チームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。